



2月5日 東地申27号 綾瀬運輸区及び池袋運輸区における「労使間の取扱いに関する協約」に基づく組合掲示板の早期設置を求める申し入れ その1

冒頭会社側の出席者について指摘！！

組合	会社
<p>申18号で議論をしてきている中身であるが、今回の会社側の参加メンバーにあたってこの案件は法規・職場グループに関するものであると認識しているが、前回も含めてグループリーダーが参加しないという見解を示してもらいたい。</p>	<p>グループリーダーは別件が入っている。前回、私が責任者として参加している。今回も私が責任者として団体交渉に参加をしている。会社の正式な回答として真摯に対応していく。</p>
<p>職場の重要な問題である。私たちも2回の団体交渉を経て解決を図ろうと私たちは考えている。しかし、グループリーダーの同席というのが我々としては望ましい。</p>	<p>回答を作成するにあたり、グループ総体で話をしている。決して蔑ろにするつもりはない。いただいた主張は持ちかえる。</p>

確認！

1、会社が指定する設置個所（綾瀬運輸区・廊下、池袋運輸区・階段下）が妥当という理由は何故か明らかにすること。

回答・・・箇所の状況を踏まえ、業務に支障のない場所を指定したものである。

組合	会社
<p>前回の団体交渉でコミュニケーションを図っていくと確認したがコミュニケーションは図ったのか。</p>	<p>コミュニケーションについては掲示板設置について必要な話は責任者のほうに話をしている。</p>
<p>話をしているというが、前回の団体交渉以降、不利益を被っている。この点についてはどうか。</p>	<p>労使間に関する協約に基づいて進めたという認識である。</p>
<p>回答で箇所の状況を踏まえと書かれているが、どのような箇所の状況を踏まえたのか。</p>	<p>各箇所においてその施設の広さや施設の状況を踏まえて判断した。</p>
<p>業務に支障のない場所とは。</p>	<p>基本的には会社は業務をする場所であるので、業務に支障のない場所として掲示板の設置を行った。</p>
<p>私たちの主張している場所は会社回答の通りの場所であると思うが。</p>	<p>会社として業務に支障がないところとして判断をした。また、他労組との掲示板の中立性を鑑みて設置をした。</p>



2月5日 東地申27号 綾瀬運輸区及び池袋運輸区における「労使間の取扱いに関する協約」に基づく組合掲示板の早期設置を求める申し入れ その2

2、あっせん申請中にも関わらず、組合掲示板を一方向的に設置した理由を明らかにすること。

回答・・・「労使間の取扱いに関する協約」（令和2年5月15日）に則り取り扱っているところである。

組合	会社
あっせん申請中に関わらず、掲示板が設置されたが。	掲示板設置についてはあくまでも協約に基づいた取扱いであり現場長が定めた場所に設置をした。
私たちは認めていない。	会社は許可書を発行している。



3、2020年9月24日に行われた東地申18号「労使間の取扱いに関する協約に基づく組合掲示板の早期設置を求める申し入れ」交渉の中で、労働協約の履行を求めたが、現場で労使相互の歩み寄りの議論を行わなかった理由を明らかにすること。

回答・・・掲示板設置について必要な説明を行っている。

組合	会社
コミュニケーションは図ってきたのか。	十分に図ってきた。
何故ここに設置するのかと説明したのか。	妥当である、適当であるという話はしている。
コミュニケーションはお互いが認識しなければコミュニケーションとはならないが。一方的にならないか。	労使間に関する協約63条に会社が掲示板の場所を指定するとあるので、会社が指定するものであると認識している。あくまで掲示板の設置については便宜供与の中で行われるものである。
具体的なコミュニケーションとは。	細かくは確認していないが必要な説明は行っているという認識である。
「現場長の私が決めた」「妥当だ」と一方的でコミュニケーションが図れないし、前に進めない。	必要な説明は行っている。あくまでも、掲示板は会社の指定の場所に設置する。
我々が主張する所の駄目な理由は。	箇所によって判断することになり、特定労組はふさわしくない。
妥当の根拠を詳しく説明してもらいたい。	妥当かどうかは箇所によって判断する。特定の掲示板を設置するということはふさわしくない。他労組との中立保持できるという場所であるということ。
他労組との中立保持というのはきちんと現場段階で話をされているということか。	その様な考えに基づいて、箇所の説明を一語一句把握はしていないが、きちんと説明している。



2月5日 東地申27号 綾瀬運輸区及び池袋運輸区における「労使間の取扱いに関する協約」に基づく組合掲示板の早期設置を求める申し入れ その3

【綾瀬運輸区】

1、綾瀬運輸区分会が希望している「食事スペース」が相応しくない理由を明らかにすること。また、現場長が言う「パブリックスペースは駄目」という根拠、「外部の人に見えないようにする」と言った根拠を明らかにすること。

回答・・・箇所の状況を踏まえ、業務に支障のない場所を指定したものである。

組合	会社
パブリックスペースは駄目という説明がない。	パブリックスペースは公共の場であるので、社員が休憩をとる場である。そのような説明は、箇所のほうからしている。
公共の場というが、公共の場ではだめなのか。	仕事をする場というのが前提。便宜供与になるので、協約63条で会社の許可が前提になるので、施設管理権を持っている箇所長が検討するものである。
私たちは、業務に支障をきたすところに求めている。食事をするスペースだから業務に支障はしてない。休憩する場所に掲示板があったらまずいのか。	休憩室エリアや執務エリアは仕事をするエリアであって、掲示板を設置することは適当ではないということ。
業務に支障をきたすのかしないのかを聞きたい。	あくまでも許可を受けたものが前提。仕事をする場であるが、協約を結んでいるので、真摯に対応していく。

2、9月24日の東地申18号交渉において「労使協約は現場にも適用する」と会社側から回答があったが、どのように団体交渉での議論を履行しようとしたのか明らかにすること。

回答・・・掲示板について必要な説明を行っている。

組合	会社
回答があったが、私たちは認識していない。	パブリックスペースは公共の場であるので、社員が休憩をとる場である。そのような説明をしている。
何度も「ふさわしくない」を繰り返すだけである。これでコミュニケーションなのか。	労働協約に則って取り扱っていく。





2月5日 東地申27号 綾瀬運輸区及び池袋運輸区における「労使間の取扱いに関する協約」に基づく組合掲示板の早期設置を求める申し入れ その4

【池袋運輸区】

1、コミュニケーションボード横に組合掲示板を設置出来ない理由を明らかにすること。

回答・・・箇所の状況を踏まえ、業務に支障のない場所を指定したものである。

組合	会社
ダメな理由がわからない。構造上問題はない。コミュニケーションボードの横でなぜダメなのか。	そもそもの性質が違うもの。コミュニケーションボードと組合掲示板を同列に扱われても。
掲示板には変わりはない。私たちは申請して許可されて掲示板が付くことはわかる。組合掲示板が付いて業務に支障をきたしている理由は。	業務にきたさない場所を提示した。提示した場所が適切であると判断した。
私たちは適切でないから私たちは言っている。	協約63条に基づいて会社が掲示場所を指定している。
業務に支障をきたすということがわからない。	会社は仕事をする場であるので指定した場所が適切であると判断した。尚且つ他の労働組合との中立性を保持した観点から設置をした。
中立性、総合的に判断したというが、構造上何も問題ない。他労組の掲示板は階段下にある。他労組の掲示板とコミュニケーションボードは近いところにある。そこに貼って何が悪いのか。	しかしながら、踊り場と言っても全社員の方が見られる。

会社は協約に基づき指定した場所が適切であると繰り返し主張する！

中立性、総合的に判断したと回答するものの、他の労働組合の組合掲示板と設置箇所が異なること中立性に欠ける！

2、女性社員が配属になり、組合掲示板を踊り場から階段下に持ってきた経緯があるが、いつから会社の認識が変わったのか明らかにすること。

回答・・・「労使間の取扱いに関する協約」（令和2年5月15日締結）に則り取り扱っているところである。



2月5日 東地申27号 綾瀬運輸区及び池袋運輸区における「労使間の取扱いに関する協約」に基づく組合掲示板の早期設置を求める申し入れ その5

3、3階女性トイレは女性社員が利用していない現状であり、付近は立ち入らない箇所であるが「立ち入れない場所ではない」という根拠を明らかにすること。

回答・・・箇所の状況を踏まえ、業務に支障のない場所を指定したものである。

組合	会社
女性は、3階のトイレを使うなど言われている。	「使うな」という話は初耳である。しかしながら、踊り場に関しては女性社員が行けない場ではない。

4、他労組は組合掲示板設置個所を調整したのに、JR東日本輸送サービス労働組合においては調整しない理由を明らかにすること。

回答・・・「労使間の取扱いに関する協約」（令和2年5月15日締結）に則り取り扱っているところである。

組合	会社
他労組は調整して上にあるものを下に持ってきた。他労組には相談をして下に持ってきている。しかし、私たちには調整や相談がない。話し合いで出来るのではないかと。	63条に則って取り扱っている。経緯としてはあるが、他労組との中立性の観点から掲示板については会社から移設できないか頼んでいる。管理するのに一か所に打診をしている。
私たちが求めている時に移設している。	協約を結ぶ前なので輸送サービス労働組合の組合掲示板はない。
中立性というものが変わると思うが。	箇所の設置場所になるが必ず横並びとはならない。

5、「組合の不平等をなくす為に一か所にした」と答えているが、会社が平等という根拠は何か明らかにすること。

回答・・・「労使間の取扱いに関する協約」（令和2年5月15日締結）に則り取り扱っているところである。

6、会社が第2案を示さない根拠を明らかにすること。

回答・・・「労使間の取扱いに関する協約」（令和2年5月15日締結）に則り取り扱っているところである。

組合	会社
何故、第2案を示さないのか。	設置している場所が妥当であるためである。
一方的すぎる。申18号以降もコミュニケーションはない。信義誠実ではないと思っている。	会社としては、コミュニケーションを取ってきた認識である。



2月5日
東地申27号

綾瀬運輸区及び池袋運輸区における「労使間の取扱いに関する協約」に基づく組合掲示板の早期設置を求める申し入れ その6

再確認!

組合	会社
あっせん申請の中、設置されたが。	掲示板設置については協約に基づいた取扱いである。箇所長が許可をして設置をして許可書を発行した。
設置にあたって申請は出しているが会社は許可書を手交しているということか。	会社は許可書を発行しているという認識である。

東京地本は東京支社に対し以下の点を主張!

協約・協定に則って運用をしていくことを求めている。掲示板の箇所を巡っては、決して業務に支障をきたすような場所ではない。明確な説明もされていない。よって、内容的に一致しないため、持ち帰り検討することを通告!

労働協約を遵守させるため、職場活動を推し進めよう!